

精神科救急医療事業 平日輪番病院、夜間輪番病院、深夜輪番病院、  
休日輪番病院及び土日午後輪番病院の業務委託契約に関する運用方針 新旧対照表

新	旧
<p>1 平日輪番病院</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) <u>身体合併症を伴う精神科救急患者（以下、「合併症患者」という。）</u>の受入体制            合併症患者等<u>専門的</u>治療が必要な救急患者の診察及び受入れについては、当日当番となっている平日輪番病院が対応困難な場合には、主管課はそれ以外の病院へ依頼する。</p> <p>(9) ~ (10) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>この運用方針は、令和5年4月1日から適用する。</u></p>	<p>1 平日輪番病院</p> <p>(1) ~ (7) 略</p> <p>(8) <u>身体合併症を伴う精神科救急患者（以下、「合併症患者」という。）及び専門的治療を有する精神科救急患者</u>の受入体制            合併症患者<u>並びに症候性精神病、老人性精神障害及び中毒性精神障害等</u>の治療が必要な救急患者の診察及び受入れについては、当日当番となっている平日輪番病院が対応困難な場合には、主管課はそれ以外の病院へ依頼する。</p> <p>(9) ~ (10) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> <p>附則 略</p>